

「高知県土地改良区指導費補助金交付要綱」の新旧対照表

改 正	現 行
<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。第9条において「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県土地改良区指導費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助事業内容) 第2条 県は、土地改良事業の適正かつ効率的な推進を図るため、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対して、<u>予算の範囲内で補助金を交付する。</u></p> <p>(1) <u>施設・財務管理強化対策事業</u> 高知県土地改良事業団体連合会(以下「補助事業者」という。)が、<u>管理運営体制強化委員会を設置し、土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号、以下実施要綱)及び土地改良区体制強化事業実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2430号、以下実施要領)に基づき実施する事業をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>統合整備強化対策事業</u> <u>土地改良区体制強化事業実施要綱及び土地改良区体制強化事業実施要領に基づき実施する事業をいう。</u></p> <p>(補助率) 第3条 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請) 第4条 (略)</p>	<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。第6条において「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県土地改良区指導費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助事業内容) 第2条 県は、土地改良事業の適正かつ効率的な推進を図るため、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について、補助するものとする。</p> <p>(1) <u>土地改良施設管理円滑化事業</u> 高知県土地改良事業団体連合会(以下「補助事業者」という。)が、<u>地方管理円滑化事業推進委員会を設置し、水土総合強化推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2318号)及び水土総合強化推進事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2319号)に基づき実施する事業をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(補助率) 第3条 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請) 第4条 (略)</p>

<p>(補助金の交付の決定)  第5条 知事は、前条第1項の提出による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)  第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)  第7条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定前の事業着手)  第8条 (略)</p> <p>(概算払の請求)  第9条 (略)</p> <p>(実績報告等)  第10条 (略)</p> <p>(グリーン購入)  第11条 (略)</p> <p>(情報の開示)  第12条 (略)</p> <p>(附 則)  この要綱は、平成9年8月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。</p>	<p>(補助金の交付の決定)  第5条 知事は、前条第1項の提出による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助申請者先に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)  第6条 (略)</p> <p>(補助の条件)  第7条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定前の事業着手)  第8条 (略)</p> <p>(概算払の請求)  第9条 (略)</p> <p>(実績報告等)  第10条 (略)</p> <p>(グリーン購入)  第11条 (略)</p> <p>(情報の開示)  第12条 (略)</p> <p>(附 則)  この要綱は、平成9年8月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。</p>
---	--

(附 則)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成17年5月18日から施行し、平成17年度から適用する。  
ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で平成16年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月24日から施行し、平成20年度から適用する。  
ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で平成19年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例によるものとする。
- 2 この要綱は、平成27年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号、第4号及び第5号、第7条3項並びに第9条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で平成21年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成22年4月30日から施行し、平成22年度から適用する。ただし、この要綱に基づき平成21年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成17年5月18日から施行し、平成17年度から適用する。  
ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で平成16年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月24日から施行し、平成20年度から適用する。  
ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で平成19年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例によるものとする。
- 2 この要綱は、平成27年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号、第4号及び第5号、第7条3項並びに第9条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で平成21年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成22年4月30日から施行し、平成22年度から適用する。ただし、この要綱に基づき平成21年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成23年5月10日から施行し、平成23年度から適用する。ただし、この要綱に基づき平成22年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号まで、第10条3項及び第12条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で、平成25年度に実施したものの実施結果の報告については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で、平成27年度に実施したものの実施結果の報告については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、平成38年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号まで、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成23年5月10日から施行し、平成23年度から適用する。ただし、この要綱に基づき平成22年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号まで、第10条3項及び第12条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱に基づく事業で、平成25年度に実施したものの実施結果の報告については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 3 条関係)

事業名	補助率
<u>施設・財務管理強化対策事業</u>	4分の3以内
土地改良施設維持管理適正化事業	2分の1以内
<u>統合整備強化対策事業</u>	<u>2分の1以内</u>

別表第 2 (第 5 条 — 第 7 条関係)  
(略)

別表第 1 (第 3 条関係)

事業名	補助率
<u>土地改良施設管理円滑化事業</u>	4分の3以内
土地改良施設維持管理適正化事業	2分の1以内

別表第 2 (第 5 条、第 6 条、第 7 条関係)  
(略)

改正

別記  
第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
所在  
名称 印  
生年月日

平成 年度高知県土地改良区指導費補助金交付申請書

高知県土地改良区指導費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、平成 年度高知県土地改良区指導費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 円

（内訳） 施設・財務管理強化対策事業 金 円

土地改良施設維持管理適正化事業 金 円

統合整備強化対策事業 金 円

2 補助事業の目的及び内容

3 事業計画書 別紙(1)から別紙(4)までのとおり

4 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類  
収支予算書(別紙(5)のとおり)  
その他参考となる書類

現行

別記  
第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
所在  
名称 印  
生年月日

平成 年度高知県土地改良区指導費補助金交付申請書

高知県土地改良区指導費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、平成 年度高知県土地改良区指導費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 円

（内訳） 土地改良施設管理円滑化事業 金 円

土地改良施設維持管理適正化事業 金 円

2 補助事業の目的及び内容

3 事業計画書 別紙（1）から別紙（4）までのとおり

4 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類  
収支予算書（別紙（5）のとおり）  
その他参考となる書類

別紙(1) 平成 年度土地改良施設管理円滑化事業計画書

(単位：円)

項目	金額	事業内容				
<b>土地改良施設管理円滑化事業</b>						
① 管理円滑化事業推進委員会の設置						
② 土地改良施設の診断・管理指導の実施						
③ 土地改良施設の管理に関する苦情・紛争等の対策						
合計		事業費	国庫補助金 50%	都道府県費	市町村費	土地改良区等費

事業の実施予定

(添付書類)

①国の実施要綱及び業前の規定に基づき作成した土地改良促進事業計画書

②管理円滑化事業推進委員会名簿

③管理専門指導員名簿

着手予定 平成 年 月 日  
完了予定 平成 年 月 日

行 現

別紙(1-1) 平成 年度施設・財務管理強化対策事業計画書

(単位：円)

項目	金額	事業内容					
<b>施設・財務管理強化対策事業</b>							
① 管理運営体制強化委員会の設置	0						
② 土地改良施設の診断・管理指導の実施							
③ 土地改良施設の管理に関する苦情・紛争等の対策							
合計		事業費 0	国庫補助金 0	国庫補助金 50%	都道府県費 0	市町村費 0	土地改良区等 0

事業の実施予定

(添付書類)

①国の実施要綱及び業前の規定に基づき作成した土地改良促進事業計画書

②管理運営体制強化委員会名簿

③管理専門指導員名簿

着手予定 平成 年 月 日  
完了予定 平成 年 月 日

改 正

行

現

別紙(1-2)

平成 年度総合整備強化対策事業計画書

(単位:円)

項目	金額	事業内容			
総合整備強化対策事業	0				
① 総合整備推進委員会の設置					
② 都道府県による措置					
③ 実施手続					
合計					
	事業費 0	国庫補助金 0	国庫補助金 50%	都道府県費 0	市町村費 0
					土地改良区等費 0

事業の実施予定

着手予定 平成 年 月 日  
完了予定 平成 年 月 日

(添付書類)

①国の実施要綱及び要領の規定に基づき作成した土地改良区体制強化事業計画書

②管理運営体制強化委員会名簿

③管理専門指導員名簿

改 正



改 正	現 行
別紙（２） （略）	別紙（２） （略）



改 正	現 行
別紙（４） （略）	別紙（４） （略）
別紙（５） （略）	別紙（５） （略）

改 正

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
所 在  
名 称 印

平成 年度高知県土地改良区指導費補助金事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました平成 年度高知県土地改良区指導費補助金について、下記の理由により事業の内容等の変更をしたいので、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱第7条第2号の規定により申請します。

記

1 変更補助申請額 金 円

(内 訳) 施設・財務管理強化対策事業 金 円  
土地改良施設維持管理適正化事業 金 円  
統合整備強化対策事業 金 円

2 変更理由

3 事業計画書 別紙(1)及び別紙(2)のとおり

4 補助事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

5 収支予算書 別紙(3)のとおり

6 その他

現 行

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
所 在  
名 称 印

平成 年度高知県土地改良区指導費補助金事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました平成 年度高知県土地改良区指導費補助金について、下記の理由により事業の内容等の変更をしたいので、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱第7条第2号の規定により申請します。

記

1 変更補助申請額 金 円

(内 訳) 土地改良施設管理円滑化事業 金 円  
土地改良施設維持管理適正化事業 金 円

2 変更理由

3 事業計画書 別紙(1)及び別紙(2)のとおり

4 補助事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

5 収支予算書 別紙(3)のとおり

6 その他

改正

第3号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
所 在  
名 称 印

平成 年度 高知県土地改良区指導費補助金指令前着手届

平成 年 月 日付けで申請しました平成 年度高知県土地改良区指導費補助金については、下記の条件により補助金の交付決定前に重業に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 事業内容
- 2 補助金の交付決定前に着手を必要とする理由
- 3 条件
  - (1) 補助金の交付の決定通知を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
  - (2) 当該事業については、着手から補助金の決定通知を受けるまでの期間において、計画変更を行わないこと。

現 行

第3号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
所 在  
名 称 印

土地改良区指導事業指令前着手届

平成 年 月 日付けで申請しました平成 年度高知県土地改良区指導事業については、下記の条件により補助金の交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 事業内容
- 2 補助金の交付決定前に着手を必要とする理由
- 3 条件
  - (1) 補助金の交付の決定通知を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
  - (2) 当該事業については、着手から補助金の決定通知を受けるまでの期間において、計画変更を行わないこと。

**改 正**

第4号様式（第9条関係）

平成 第 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
所 在  
名 称 印

平成 年度高知県土地改良区指導費補助金概算払請求書

金 円也

平成 年度高知県土地改良区指導費補助金（平成 年 月 日付け高知県指令第 号）を概算交  
付されるよう、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

1 補助金交付決定額	金	円	
（内 訳）	施設・財務管理強化対策事業	金	円
	土地改良施設維持管理適正化事業	金	円
	統合整備強化対策事業	金	円
2 既 交 付 額	金	円	
（内 訳）	施設・財務管理強化対策事業	金	円
	土地改良施設維持管理適正化事業	金	円
	統合整備強化対策事業	金	円
3 今 回 請 求 額	金	円	
（内 訳）	施設・財務管理強化対策事業	金	円
	土地改良施設維持管理適正化事業	金	円
	統合整備強化対策事業	金	円

（振込先）

銀行支店名  
口座種別  
口座番号

**現 行**

第4号様式（第9条関係）

平成 第 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
所 在  
名 称 印

平成 年度高知県土地改良区指導費補助金概算払請求書

金 円也

平成 年度高知県土地改良区指導費補助金（平成 年 月 日付け高知県指令第 号）を概算交  
付されるよう、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

1 補助金交付決定額	金	円	
（内 訳）	土地改良施設管理円滑化事業	金	円
	土地改良施設維持管理適正化事業	金	円
2 既 交 付 額	金	円	
（内 訳）	土地改良施設管理円滑化事業	金	円
	土地改良施設維持管理適正化事業	金	円
3 今 回 請 求 額	金	円	
（内 訳）	土地改良施設管理円滑化事業	金	円
	土地改良施設維持管理適正化事業	金	円

（振込先）

銀行支店名  
口座種別  
口座番号

改正

第5号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
所在  
名称 印

平成 年度 高知県土地改良区指導費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました平成 年度高知県土地改良区指導費補助金については事業を完了しましたので、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

なお、併せて、金 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の完了年月日 平成 年 月 日
- 2 事業実績書 別紙(6)及び別紙(7)のとおり
- 3 添付書類  
収支精算書 (別紙(8))  
その他参考となる資料

(振込先)

銀行支店名  
口座種別  
口座番号

現行

第5号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者  
所在  
名称 印

平成 年度 高知県土地改良区指導費実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました平成 年度高知県土地改良区指導費補助事業を完了しましたので、高知県土地改良区指導費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

なお、併せて、金 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の完了年月日 平成 年 月 日
- 2 事業実績書 別紙(6)及び別紙(7)のとおり
- 3 添付書類  
収支精算書 (別紙(8))  
その他参考となる資料

(振込先)

銀行支店名  
口座種別  
口座番号

別紙(6)

平成 年度土地改良施設管理円滑化事業実績報告書

(単位：円)

項 目	全 額	事 業 内 容				
<b>土地改良管理円滑化事業</b>						
① 管理円滑化事業推進委員会設置						
② 土地改良施設の診断・管理指導の実施						
③ 土地改良施設の管理期に関する研修・指導等の対策						
合 計						
	事業費	国庫補助金	国庫補助金	都道府県費	市町村費	土地改良区等費
			50%			

(添付書類) 国の実施要綱及び要領の規定に基づき作成した水土総合強化推進事業実施結果報告書

行 現

別紙(6)

平成 年度施設・財務管理強化対策事業実績報告書

(単位：円)

項 目	全 額	事 業 内 容				
<b>施設・財務管理強化対策事業</b>						
① 管理運営区域強化委員会の設置						
② 土地改良施設の診断・管理指導の実施						
③ 土地改良施設の管理期に関する研修・指導の対策						
合 計						
	事業費	国庫補助金	国庫補助金	都道府県費	市町村費	土地改良区等費
			50%			

(添付書類) 国の実施要綱及び要領の規定に基づき作成した土地改良区域新強化事業実施結果報告書

正 改



改 正	現 行
<p>別紙(7)</p> <p>平成 年度土地改良施設維持管理適正化事業実績報告書</p> <p>別添のとおり、</p> <p>土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第1001の規定に基づき作成する土地改良施設維持管理適正化事業実績報告書をお送りください。</p>	<p>別紙(7)</p> <p>平成 年度土地改良施設維持管理適正化事業実績報告書</p> <p>別添のとおり、</p> <p>土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第1001の規定に基づき作成する土地改良施設維持管理適正化事業実績報告書をお送りください。</p>

改 正	現 行
別紙（８）（略） 第 6 号様式（第10条関係）（略）	別紙（８）（略） 第 6 号様式（第10条関係）（略）